Ⅰ　指導検査の概要

福祉局指導監査部及び保健医療局保健政策部の行う指導検査は、社会福祉施設・事業者等に対するものと保険医療機関等に対するものとの二つに大別することができます。

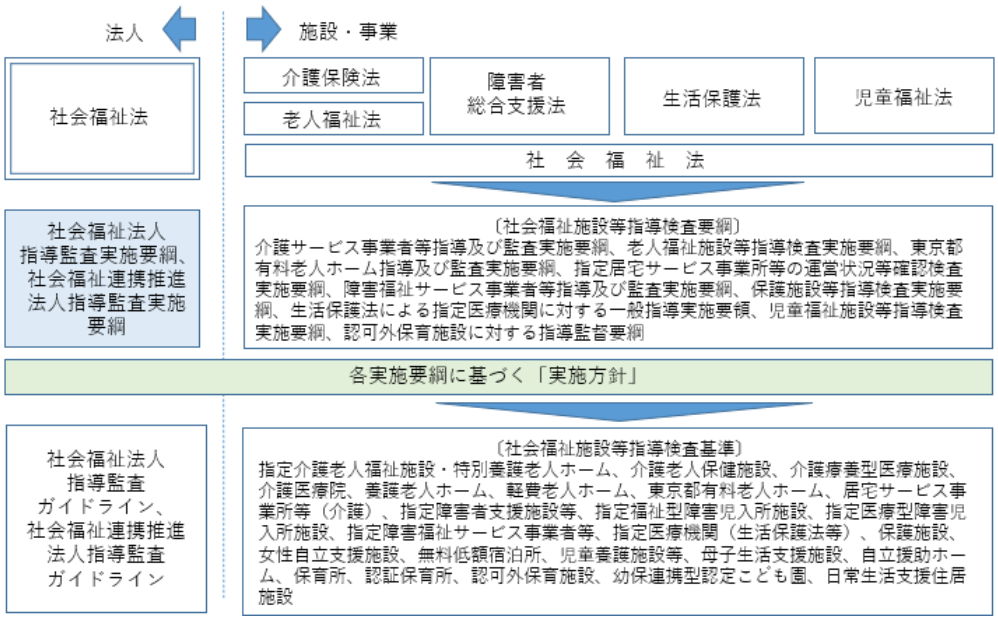
1　社会福祉施設・事業者等に対する指導検査

（1）　指導検査の根拠及び主な類型

指導検査は、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法をはじめ、設備運営に関する基準や諸通知、さらに消防法や労働基準法等の関係法令に基づいて実施しています。

また、社会福祉法人や社会福祉施設については、検査の目的、実施方法等を「要綱」として、各年度の指導検査の方針、重点項目等を「実施方針」として定めています。各法・基準等による指導検査項目については「指導検査基準」等として策定し、これに基づいて指導検査を行っています。

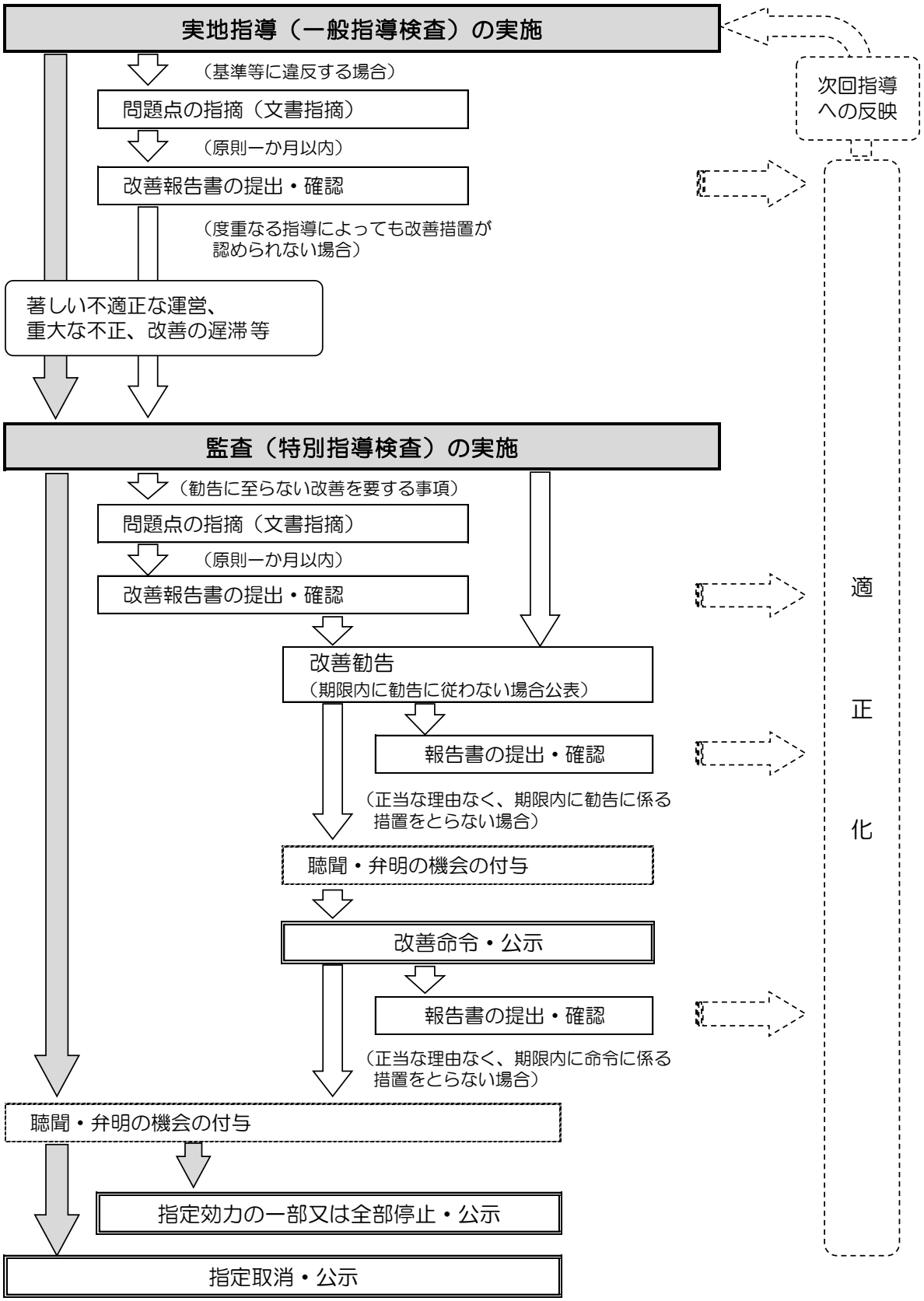
指導検査の根拠規程



社会福祉施設・事業者等に対する指導検査を実施方法から分類すると、主に以下のような類型に分かれます。

ア　実地指導（一般指導検査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査
イ　集団指導：講習会方式や動画配信による指導
ウ　監査（特別指導検査）：法令等の違反、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査

（２）　指導検査の流れ



（注）　・ 上記の流れは概要を示したもので、各法により詳細は異なります。

・ 明らかな不正・違反が認められる場合は、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

２ 保険医療機関等に対する指導等

（１）　指導等の根拠及び主な類型

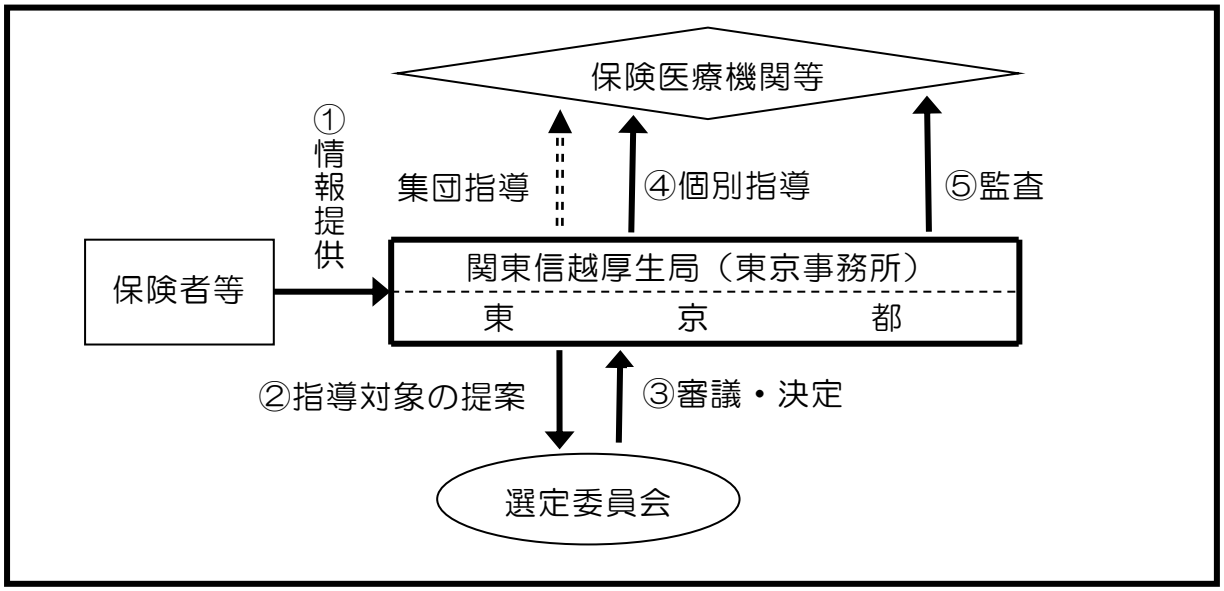
保険医療機関及び保険医等に対する指導・監査は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び国が定める「指導大綱」、「監査要綱」に基づき、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（以下、両規則とも「療養担当規則」という。）の遵守を指導・監督し、もって保険診療の質的向上と適正化を図ることを目的として実施されており、主に以下のような類型に分かれます。

ア　集団指導：保険医等を集め、療養担当規則等について講習会形式で行うもの
イ　個別指導：指導が必要と思われる保険医療機関等に対し、個別に面接懇談方式で行うもの
ウ　監　　査：診療内容又は診療報酬の請求について不正又は著しい不当を疑う理由がある場合に実施するもの

指導とは、「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼として行う」行政指導で、地方厚生局及び都道府県が共同で行っており、厚生労働省と合同で行う場合もあります。

これに対して監査とは、「的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として行う」ものです。監査が実施された場合の行政上の措置としては、保険医療機関・保険医等の「取消」、「戒告」及び「注意」があります。

（２）　指導等の流れ



（注）監査の結果、保険医療機関又は保険医等の取消処分を行うことが適当と認められる場合には、関東信越厚生局が被監査者に聴聞を行った上で地方社会保険医療協議会へ諮問し、その答申を得た後、関東信越厚生局長が処分庁として取消処分を行います。

3 指導検査の体制

（1）　組織

福祉局指導監査部では、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等、多様な事業者が提供する福祉・医療サービスを都民が安心して持続的に利用できるように、国、区市町村、関係機関との連携を強化しつつ、事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供することはもとより、事業者を育成し、サービスの質が更に向上するよう、きめ細かな指導を行っています。さらに、不正や法令違反を繰り返す事業者に対しては、迅速かつ的確な行政指導を行います。

保健医療局保健政策部では、関東信越厚生局東京事務所等と共同し、保険医療機関及び保険医等に対する指導・監査を行っています。

医療機関に対する指導検査については、福祉局指導監査部と保健医療局保健政策部が連携し、対応しています。

（令和8年4月1日現在）

担当課	主な担当業務
福祉局 指導監査部 指導調整課	①　指導検査の総合調整、社会福祉施設等に対する指導検査業務システム（SDX）、調査統計など ②　社会福祉法人の認可、社会福祉連携推進法人の認定など ③　福祉サービス第三者評価
福祉局 指導監査部 指導第一課	①　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、指定居宅サービス事業者（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売等）、介護医療院、指定居宅介護支援事業者、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業者、身体障害者社会参加支援施設、保護施設（医療保護施設を除く。）及び無料低額宿泊所の指導検査 ②　上記を経営する社会福祉法人の指導検査 ③　生活保護法指定医療機関等の指導検査
福祉局 指導監査部 指導第二課	①　児童福祉施設（障害児施設を除く。）、女性自立支援施設等の指導検査 ②　上記を経営する社会福祉法人の指導検査 ③　東京都認証保育所、認可外保育施設等の立入調査
保健医療局 保健政策部 国民健康保険課	①　保険医療機関及び保険医等の指導及び監査 ②　柔道整復の受領委任契約等に関する指導及び監査

※令和５年７月１日付にて福祉保健局を再編し、福祉局及び保健医療局が発足

（２）　令和８年度の取組

福祉・医療サービスの質の向上に向けて、指導検査の実施とともに以下のような取組を行っています。

ア 社会福祉法人の経営力強化に向けた取組

社会福祉法人制度改革に適切に対応し、社会福祉法人の適正かつ安定的な運営の確保と指導検査体制の充実を図ることを目的とした取組を進めています。

（ア）社会福祉法人及び所轄庁である区市への支援

社会福祉法人制度に対応し、経営組織のガバナンスや財務規律の強化等に取り組む社会福祉法人に対し、東京都社会福祉協議会と連携して支援し、自主的な取組や問題解決を促すとともに、区市が所轄庁として指導監査を行うための支援を行います。

（イ）地域協議会の開催

社会福祉法人が地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成及び実施するに当たり、事業内容及び事業区域における需要について、住民や関係者の意見を聴取します。あわせて、地域における関係者のネットワークを強化するなど、地域福祉の推進体制の強化を図るため、地域協議会を東京都社会福祉協議会において開催します。

（ウ）社会福祉法人の活動状況の把握

社会福祉法人の計算書類等により活動状況を把握・分析し、得られた課題等を指導検査に活用するとともに、都内法人全体の活動状況や地域特性等を取りまとめ、公表します。

（エ）課題ある社会福祉法人の早期発見・早期対応

社会福祉法人の計算書類等の分析結果の活用により、社会福祉法人の抱える課題の早期発見を図ります。

また、外部有識者からなる社会福祉法人専門家会議を活用し、迅速かつ適切な法人指導等を行います。

イ 区市町村と連携した不正防止対応策の強化

都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図っています。あわせて、区市町村職員の専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行っています。

また、区市における、社会福祉法人と施設等に対する指導検査の一体的実施に向けた取組を支援するため、利用者サービス・支援専門員の活用や、指定市町村事務受託法人の活用に対して、必要な経費を補助しています。

ウ 福祉サービス第三者評価の普及、定着、拡大と効果的な活用

東京都福祉サービス評価推進機構を設置する東京都福祉保健財団との連携により、評価対象の拡大や評価項目の見直し等を行い、第三者評価の改善を図っています。また、受審率向上を目指して、集団指導や実地検査等の機会を活用し、制度の周知を行っています。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組んでいます。制度の詳しい説明は 96 ページを御参照ください。

エ 積極的な情報提供の実施

社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、指導内容と結果等について、ホームページ等を活用し、分かりやすく都民や事業者に明らかにし、利用者によるサービス選択の支援と、事業者による問題点の早期発見と改善への取組に役立てています。

ホームページで公開している情報については、179 ページ以降で詳しく説明していますので、そちらを御参照ください。

オ デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進

指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減と利便性の向上を図るため、書面による業務プロセスを大幅に見直すなど、デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査を推進（令和5年度から本格運用）しています。令和８年度からは、指導検査業務システムの区市町村との共同利用を開始しています。

また、保険医療機関等への指導監査においては、保険者から診療報酬明細書等を電子データで入手し、指導等に活用することとしています。

４ 社会福祉法人制度改革について

平成 28 年3月 31 日に公布された、社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）に基づく新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成 18 年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革が行われたものです。

なお、平成 29 年4月１日（一部平成 28 年4月１日）に施行された改正法の主な内容は次のとおりです。

（１）　経営組織のガバナンスの強化

■ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮

■ 財務会計に係るチェック体制の整備

ア　議決機関として、全ての社会福祉法人に評議員会を設置

評議員会は、役員及び会計監査人の選任・解任、役員報酬の決定、定款変更、解散、合併など重要事項を決議

イ　役員・理事会・評議員会等又は評議員の権限・責任に係る規定の整備

ウ　親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備

エ　一定規模以上の社会福祉法人への会計監査人（公認会計士又は監査法人）の導入

（注）令和8年4月１日現在、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人が特定社会福祉法人とされ、会計監査人の設置を義務付けています。

（２）　事業運営の透明性の向上

■ 財務諸表の公表等について法律上明記

ア　閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

イ　財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備

（３）　財務規律の強化

■ 適正かつ公正な支出管理の確保

■ いわゆる内部留保の明確化

■ 社会福祉事業等への計画的な再投資

ア　役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止　等

イ　純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（社会福祉充実残額）を明確化

（注）事業継続に必要な財産とは、①事業に活用する土地、建物等②建物の建替、修繕に必要な資金③必要な運転資金④基本金、国庫補助等特別積立金のことを指す。

ウ　再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（社会福祉充実計画）の作成を義務付け（①社会福祉事業、②地域公益事業、③公益事業の順に、再投下対象事業を検討）

（４）　地域における公益的な取組を実施する責務

■ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める。

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

（例）利用者負担の軽減、在宅の単身高齢者や障害者への見守り、生活困窮世帯の子供に対する学習支援

（５）　行政の関与の在り方

■ 所轄庁による指導監督の機能強化

■ 国・都道府県・市の連携を推進

ア　都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け

イ　経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督できる仕組み（勧告等）に関する規定を整備

ウ　都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備（独立行政法人福祉医療機構が構築、平成 29 年度運用開始）

→ＷＡＭ　ＮＥＴ　「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」
https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do